

【利用料金】 端数処理のため1円単位の相違の可能性があります。

別紙 1

(1) 介護老人福祉施設(1ヵ月あたりについては30日の月の概算)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位		651	722	792	863	933
加 算	個別機能訓練加算 1	12				
	精神科医療養指導加算 2	5				
	日常生活継続支援加算 3	22				
	栄養マネジメント加算 4	14				
	看護体制加算( )・( ) 5	12(4+8)				
	夜勤職員配置加算( ) 6	13				
1日あたりの単位合計		729	800	870	941	1011
1ヵ月あたりの単位数( ×30)		21,870	24,000	26,100	28,230	30,330
1ヵ月あたりの総額( ×10.45)		228,541円	250,800円	272,745円	295,003円	316,948円
1ヵ月あたりで介護保険から給付される金額( の9割)		205,686円	225,720円	245,470円	265,502円	285,253円
1ヵ月あたりの自己負担額( - )		22,855円	25,080円	27,275円	29,501円	31,695円
1日あたりの自己負担額( ÷30)		762円	836円	910円	984円	1,057円

- 1 計画的に機能訓練を行っていることに対する加算 2 精神科医による療養指導が月に2回以上行われていることに対する加算 3 要介護度の高い高齢者に対して質の高いケアを実施することに対する加算  
 4 栄養マネジメント実施に対する加算 5 常勤の看護師配置や手厚い看護職員の配置等に対する加算  
 6 手厚い夜勤職員の配置に対する加算

当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合のその金額が加算されます。

実 施 加 算	看取り介護加算(死亡日)	1,338円/日	医師の判断の下、終末期である利用者の看取り介護を行った場合
	(死亡日以前2日又は3日)	711円/日	
	(死亡日以前4日以上30日)	84円/日	
	療養食加算	24円/日	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合
	初期加算	32円/日	入所日から30日以内の期間の場合。入院後の際入所も同様
	外泊時費用加算(6日限度)	257円/日	病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合
	退所前後訪問相談援助加算	481円/1回	退所前後に居宅を訪問し退所後の相談援助を行った場合
	退所時相談援助加算	418円/1回限り	退所時に退所後の相談援助を行った場合
退所前連携加算	523円/1回限り	退所に先立って居宅介護支援事業者に対し情報提供、連携を行った場合	
在宅復帰支援機能加算	11円/日	在宅復帰の支援を行い、一定割合以上の在宅復帰を行った場合	

(2) 居住費(多床室)・食費と段階別自己負担上限額

(一日あたり)

(月額)

利用料負担段階	所得区分		居住費	食費	自己負担上限
	住民税	老齢福祉年金受給者			
第1段階	生活保護受給者		0円	300円	(1)の1割負担合計額が下記の一定の上限額を超えた場合には、申請により払い戻されます。(高額介護サービス費)
第2段階	非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万以下			
第3段階	世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万超	320円	650円	
第4段階	住民税課税世帯に属する方		320円	1,380円	
					15,000円
					15,000円
					24,600円
					37,200円

生計困難者に対する利用者負担額軽減制度適用時、認定証記載内容に応じた軽減が受けられます。

(3) 保険給付外サービス利用料金

	保険給付外サービス利用料金	利用者負担料金	備 考
日常生活等に要する費用	・身の回り品として日常生活に必要な費用 (ティッシュ・歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の個人用の日用品)	1000円	1日
	・行事(特別献立の食事・お楽しみ会・外出行事等) 園内喫茶の費用	実費	
	・クラブ活動の材料費	実費	
	・美容代	実費	
	・訪問歯科医による歯科診療費	実費	保険診療ができます。
	・クリーニング代	実費	
	・買い物代行料	1000円	1回当たり 近隣以外の買物 はご相談ください。
	・外出等付添い料	1,000円	30分まで毎に
	・外出等付添い者の公共交通機関等の交通費等	実費	
	・外出等車両運行料	実費	
	・インフルエンザ予防接種料	1,500円	1回当たり
	・預り金管理を委任された場合の管理料	2,500円	1ヵ月当たり
	・サービス提供記録の複写料	10円	1枚当たり(両面)
	・遺留品処分料	5,000円	家電等のリサイクル料金は別途負担となります。
・利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費		

- (注) 1. 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。
2. 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。